

大阪市立クラフトパーク規則(平成11年大阪市教育委員会規則第26号)を次のように改正する。

大阪市立クラフトパーク条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立クラフトパーク条例(平成11年大阪市条例第38号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の納付時期)

第2条 条例第10条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)は、あらかじめ条例第11条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が定める日までに支払わなければならない。

(利用料金)

第3条 条例第10条第3項の教育委員会規則で定める講座の受講に係る利用料金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の講座の受講に係る利用料金の額は、1人1講座につき60,000円以内でその都度指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

(指定申請の公告事項)

第4条 条例第12条第5号の教育委員会が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第4条第2項に規定する指定管理者の指定の申請(以下「指定申請」という。)を受け付ける期間(以下「受付期間」という。)

(2) 指定申請に必要な書類

(3) 条例第14条各号のいずれかに該当する法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。)のした指定申請は、無効とする旨

(指定申請の方法)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)の名簿及び履歴書

(3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における次に掲げる書類(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時におけるアに掲げる書類又は財産目録(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)とする。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書(これに相当する書類を含む。)

ウ ア及びイに掲げる書類の監査に係る報告書

(4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類

(7) 条例第14条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類

(8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとのクラフトパークの管理に関する事業計画書及び収支予算書

(9) クラフトパークの管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

(資料の提出の要求等)

第6条 教育委員会は、条例第15条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事業報告書の記載事項等)

第7条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先

(2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること

(3) 条例第17条各号に掲げる業務の実施状況

(4) クラフトパークの利用者数その他の利用状況

(5) クラフトパークの管理に要した経費等の収支の状況

(6) その他教育委員会が必要と認める事項

- 2 指定管理者は、毎年度終了後(地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合)あつては、当該取消しの日後)2月以内に教育委員会に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て当該提出を延期することができる。

(損害賠償等)

第8条 クラフトパークの講座の受講若しくは施設の使用の許可を受けた者又は入館者が建物又は附属設備を損傷し、又は亡失したときは、教育委員会の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 大阪市立クラフトパークの指定管理者の指定手続に関する規則(平成17年大阪市教育委員会規則第34号)は、廃止する。

附 則(平成21年6月15日(教)規則第31号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の大阪市立クラフトパーク条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第3条の規定による利用料金の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規定及び大阪市立クラフトパーク条例第10条第6項の規定の例により行うことができる。

附 則(平成25年9月30日(教)規則第42号)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の大阪市立クラフトパーク条例施行規則第3条の規定による利用料金の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規定及び大阪市立クラフトパーク条例第10条第6項の規定の例により行うことができる。

附 則(令和3年3月30日(教)規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月25日(教)規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

区分		単位	利用料金
吹きガラス キルンワーク バーナーワーク スタンドグラス 陶芸 染色 織物 木工 金工	専科コース	1人1講座	60,000円
	本科コース		
	基礎コース		
	自由創作		
	体験コース	1人1講座	2,000円